

2018年10月4日 全4頁

過大支払利子税制に関する税制改正要望

国際課税に関する税制改正要望①

金融調査部
主任研究員 金本悠希

[要約]

- 8月31日以後、各省庁・業界が税制改正要望を公表し、金融庁、産業界や証券・銀行・保険・信託の各業界団体は過大支払利子税制の見直しに関する要望を行っている。過大支払利子税制とは、企業が「国外関連者」に対して支払う利子のうち過大な部分について、租税回避防止のため、損金不算入とする制度である。
- 2018年度の与党税制改正大綱では、OECD/G20のBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを受けて、過大支払利子税制の検討を進めることとされた。同プロジェクトでは、過大支払利子税制について、損金算入限度額の低減や、損金算入が制限される利子を国内者・非関連者への支払利子へ拡大すること等の見直しが勧告されている。
- 金融庁は、過大支払利子税制の見直しを行う場合は、金融マーケットへ悪影響を及ぼさないよう対応することを要望している。

1. 過大支払利子税制の概要

2018年8月31日、金融庁は「平成31年度 税制改正要望項目」（以下、金融庁要望）¹を公表し、過大支払利子税制の見直しに関する要望を行っている。

過大支払利子税制とは、企業が、国外関連者に対して過大な利子を支払うことで所得を圧縮するという租税回避を防止するため、過大と認められる利子部分について損金不算入とする制度である。

現行制度では、法人の関連者等に対する支払利子等（純額）が、「調整所得金額」の50%を超えた場合、超過部分が損金不算入とされる²（租税特別措置法（以下、措法）66条の5の2①）。

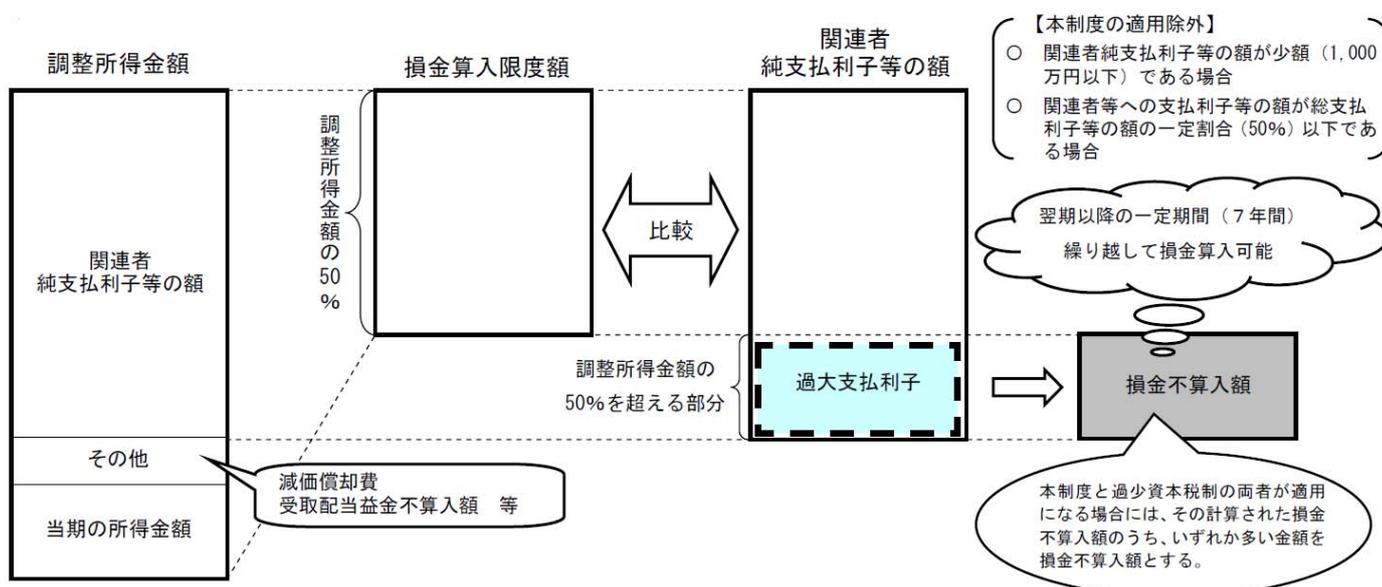
¹ 金融庁ウェブサイト（<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/201808312.html>）参照。NISAや相続税評価等に関する要望については、是枝俊悟「金融庁、NISA恒久化・相続税評価を継続要望」（2018年9月26日付大和総研レポート）参照。

² 関連者純支払利子等の額が1,000万円以下の場合等は、過大支払利子税制は適用されない（措法66条の5の2④）。また、損金不算入とされた額は、翌事業年度以降7年間繰り越して一定限度まで損金に算入できる（措

上記について補足すると、法人の関連者等に対する支払利子からは、(受け取る側の) 当該関連者等の所得として課税対象に含まれるものは除かれるため、「国内」関連者に対する支払利子は含まれないことになる(措法 66 条の 5 の 2②)。関連者等は、その法人との間に 50%以上の直接・間接の持分割合を有する者などが含まれる(措法 66 条の 5 の 2②、租税特別措置法施行令(以下、措令) 39 条の 13 の 2⑧～⑩)。「調整所得金額」は、繰越欠損金の損金算入、受取配当等の益金不算入等を適用せず、寄附金の全額を損金に算入して計算した所得に、関連者純支払利子等、損金に算入された減価償却費等を加算した金額とされている(措法 66 条の 5 の 2①、措令 39 条の 13 の 2①)。

過大支払利子税制のイメージは以下の通りである。

図表 1 過大支払利子税制のイメージ



(注) 関連者等(直接・間接の持分割合 50%以上又は実質支配・被支配関係にある者等)への支払利子等の額(利子等の受領者側で我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等を除く。)の合計額からこれに対応する受取利子等の額を控除した残額をいう。

(出所) 政府税制調査会(2017年11月1日)における財務省説明資料

2. 見直しの動向

2018年度の与党税制改正大綱では、OECD/G20のBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトを受けて、過大支払利子税制について見直しの検討を進める旨記載されている³。2017年の政府税制調査会の財務省作成資料では、「日本の『過大支払利子税制』の閾値は現在50%であり、厳格化が必要。また、企業活動の実態も見極めつつ、適用対象や特別ルール等についても本勧告(引用者注: BEPSプロジェクトの勧告)を踏まえた検討が必要」と指摘されている。

法 66 条の 5 の 3①)。

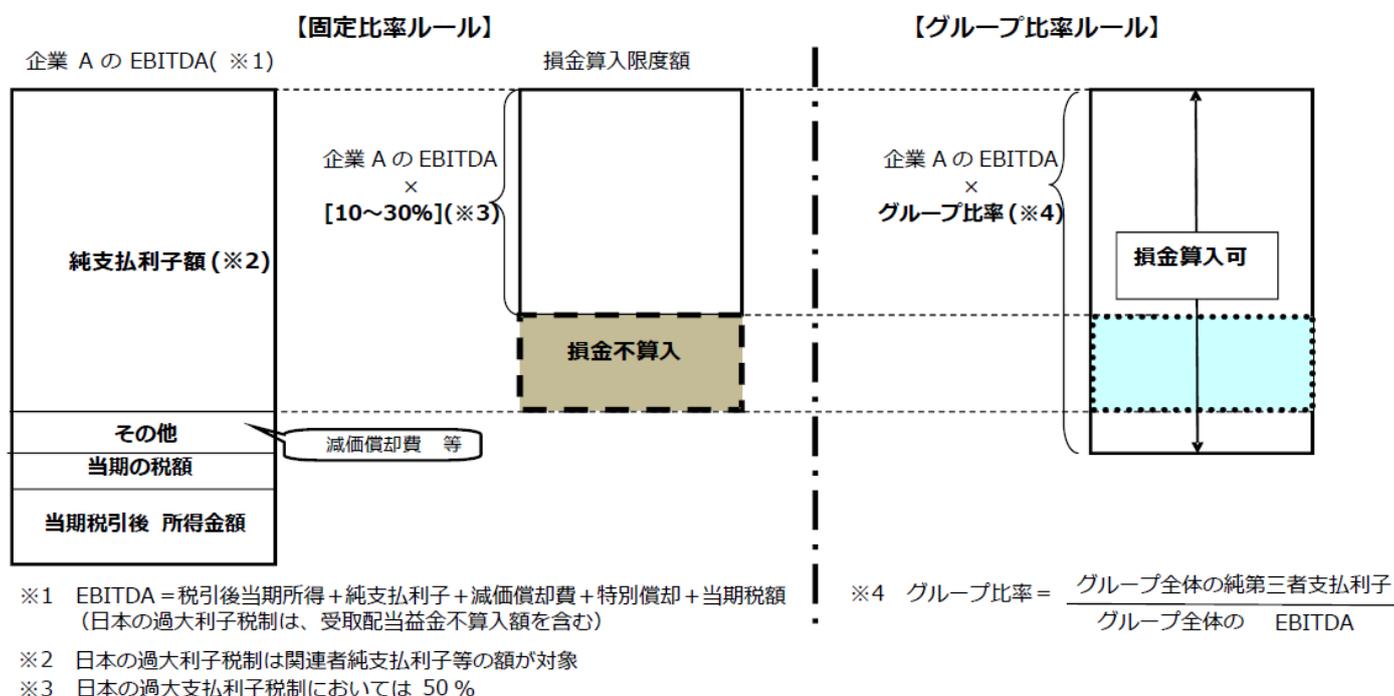
³ 自民党ウェブサイト (<https://www.jimin.jp/news/policy/136400.html>) 参照。

BEPS プロジェクトにおける見直しのポイントは、以下のようにまとめることができる。

- ① 基準比率は 10～30% で設定する。
- ② 「調整所得金額」に相当する額を、EBITDA（＝税引後当期所得＋純支払利子＋減価償却費＋特別償却＋当期税額）とし、受取配当益金不算入額は含まない（加算しない）。
- ③ 純支払利子は、（国外）関連者純支払利子等の額に限定しない。
- ④ 企業グループ全体における、「純第三者支払利子/企業グループ全体の EBITDA」が基準比率より高い場合は、企業グループ全体の比率まで損金算入を容認する（グループ比率ルール）。

（出所）政府税制調査会（2017 年 11 月 1 日）における財務省説明資料を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 過大支払利子税制の見直しのイメージ



（出所）政府税制調査会（2017 年 11 月 1 日）における財務省説明資料

3. 見直しに関する税制改正要望

上記の見直しでは損金算入限度額が減少することから、金融庁は「過大支払利子税制の見直しを行う場合は、金融マーケットへ悪影響を及ぼさないよう対応すること」と要望し、上記の見直しに反対している。

具体的には、損金算入が制限される対象が、国外関連者への支払利子から全ての支払利子に拡大される点について、「(国内の(引用者追記))金融機関からの借入れも対象となるが、設備投資等の企業活動への影響に十分配慮する必要」を指摘している。また、調整所得金額から受取配当益金不算入額が除外される点について、「収益の殆どが受取配当金である金融持株会社へ

の影響に十分配慮する必要」を指摘している。

また、経済産業省は「平成 31 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」⁴において、産業界の声として「現行制度と比較して、損金算入できる範囲が限定されることで、借入に伴う税負担が増加し、我が国企業の通常の経済活動に影響が生じるおそれ。特に、借入を活用して国内外に積極的に投資（M&A 等）を行っている企業への影響に十分配慮すべき。」と指摘している。

その他、日本経済団体連合会は、「対象とする利子は実質的に国外関連者に対する支払利子に限るべき。免税配当は EBITDA から除外すべきではない。」と要望している⁵。また、日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所協議会は「企業の実態や金融資本市場に及ぼす影響を考慮して慎重に行うこと」⁶を、全国銀行協会と信託協会は「多国籍企業の課税逃れに対処するという BEPS の趣旨や金融業の特性を踏まえ、慎重な検討を行うこと」⁷を、日本損害保険協会は「正当な経済活動を行う日本の損害保険会社の国際競争力が阻害されないことがないよう、十分に留意すること」⁸を、生命保険協会は「生命保険事業の実態を踏まえた所要の措置を講じること」⁹をそれぞれ要望している。

(以上)

⁴ 経済産業省ウェブサイト (http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/index.html) 参照。

⁵ 日本経済団体連合会ウェブサイト (<http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/073.html>) 参照。

⁶ 日本証券業協会ウェブサイト (<http://www.jsda.or.jp/katsudou/teigen/zeisei/1809zeisei.html>) 参照。

⁷ 全国銀行協会ウェブサイト (<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/opinion/detail/nid/9743/>) 参照。信託協会ウェブサイト (<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/NR20180920.pdf>) 参照。

⁸ 日本損害保険協会ウェブサイト (http://www.sonpo.or.jp/news/release/2018/1807_15.html) 参照。

⁹ 生命保険協会ウェブサイト (http://www.seiho.or.jp/info/news/2018/20180720_1.html) 参照。